

2023年1月31日

株主各位

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役 宮下 功

吸収分割公告

伊藤ハムデイリー株式会社（住所：宮城県栗原市高清水来光沢20番地）（以下「甲」といいます。）は、吸収分割により伊藤ハム株式会社（住所：神戸市灘区備後町三丁目2番1号）（以下「乙」といいます。）が東京工場（所在地：千葉県柏市根戸一丁目3番）及び取手工場（所在地：茨城県取手市ゆめみ野三丁目20番地）で営まれる一切の事業に関して有する権利義務を承継することになりました（以下「第1吸収分割」といいます。）。

また、第1吸収分割の効力が発生することを停止条件として、甲は、吸収分割により米久株式会社（住所：静岡県沼津市岡宮寺林1259番地）（以下「丙」といいます。）が生産本部における一切の事業（生産管理機能及び社外調達事業を除く。）に関して有する権利義務を承継することになりました（以下「第2吸収分割」といいます。）。

また、第2吸収分割の効力が発生することを停止条件として、伊藤ハムウエスト株式会社（住所：佐賀県三養基郡基山町大字長野970の1）（以下「丁」といいます。）は、吸収分割により甲が北陸工場（所在地：富山県小矢部市名畑5068）で営まれる一切の事業に関して有する権利義務を承継することになりました（以下「第3吸収分割」といいます。）。

また、第3吸収分割の効力が発生することを停止条件として、丁は、吸収分割により乙が豊橋工場（所在地：愛知県豊橋市藤並町字藤並73）、西宮工場（所在地：兵庫県西宮市高畑町4番27号）、六甲工場（所在地：兵庫県神戸市東灘区向洋町西5-7）及び神戸工場（所在地：兵庫県神戸市東灘区向洋町西6-20-1）で営まれる一切の事業に関して有する権利義務を承継することになりました（以下「第4吸収分割」といいます。）。

また、第4吸収分割の効力が発生することを停止条件として、伊藤ハム販売株式会社（住所：兵庫県西宮市高畑町4番27号）（以下「戊」といいます。）は、吸収分割により甲が営業統括部における一切の事業に関して有する権利義務を承継することになりました（以下「第5吸収分割」といいます。）。

また、第5吸収分割の効力が発生することを停止条件として、戊は、吸収分割により丁が営業統括部における一切の事業に関して有する権利義務を承継することになりました（以下「第6吸収分割」といいます。）。

また、第6吸収分割の効力が発生することを停止条件として、IHミートソリューション株式会社（住所：東京都目黒区三田一丁目6番21号）（以下「己」といいます。）は、吸収分割により丙がふじやま工場（所在地：静岡県御殿場市印野字中道村北2210-1）で営まれる一切の事業に関

して有する権利義務を承継することいたしました（以下「第7吸収分割」といいます。）。

また、第7吸収分割の効力が発生することを停止条件として、当社は、吸収分割により乙が食肉事業、加工食品事業（生産本部機能（乙が有する各工場における事業を除く。））、事業戦略機能及び営業本部機能（営業統括部及びC V S事業部における一切の事業を除く。）に限定する。）、グループ会社管理事業（海外子会社についての機能を除く。）、管理本部機能及び事業間接機能に関して有する権利義務を承継することいたしました（以下「第8吸収分割」といいます。）ので公告します。

また、第8吸収分割の効力が発生することを停止条件として、当社は、吸収分割により丙が食肉事業（食肉営業統括部における一切の事業及びふじやま工場（所在地：静岡県御殿場市印野字中道村北2210-1）で営まれる一切の事業を除く。）、グループ会社管理事業（海外子会社についての機能を除く。）、加工品事業、生産本部機能（丙が有する各工場における一切の事業及びエコプロジェクトセンターで営まれる一切の事業を除く。）、管理本部機能及び事業間接機能に関して有する権利義務を承継することいたしました（以下「第9吸収分割」といいます。）ので公告します。

第8吸収分割及び第9吸収分割に反対の株主は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をご通知ください。

以上